

江戸川流域、中川・綾瀬川流域 流域タイムライン（案）

（本タイムラインにて暫定運用するものとし、検証しながら、必要に応じ適宜修正するものとする）

河川水位	状況	東京管区気象台	関東地方整備局	熊谷地方気象台	江戸川河川事務所	江戸川洪水予報区	中川洪水予報区	綾瀬川洪水予報区 （谷古字区間）	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	鉄道事業者	関係事務所（直轄）	自衛隊	住民等
						五園町、さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、浦安市、足立区、葛飾区、江戸川区	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、足立区、葛飾区、江戸川区	草加市、越谷市、八潮市、足立区、葛飾区								
2～3日前準備	・2～3日後に台風が江戸川、中川、綾瀬川流域に影響する恐れ ・2～3日後に大雨が予想され江戸川、中川、綾瀬川流域に影響する恐れ	関東地盤・東京管区気象台合同会見 ※1		気象情報												
					Web会議ツールによる危機感の共有 ※2											
1日前準備	・1日後に台風が江戸川、中川、綾瀬川流域に影響する恐れ ・1日後に大雨が予想され江戸川、中川、綾瀬川流域に影響する恐れ ・大雨注意報の発表（災害が起る恐れ）	関東地盤・東京管区気象台合同会見 ※1		気象情報												
				注意体制	注意体制	Web会議ツールによる危機感の共有 ※2										
レベル1 水防団待機水位	・水防団待機水位超過 [江戸川] 西関宿 4.50m 野田 4.60m 松戸 4.00m [中川] 吉川 3.30m 高砂 2.50m [綾瀬川] 谷古字 2.80m [坂川] 大谷口新田 2.70m	特定区間危険箇所資料準備			Web会議ツールによる危機感の共有 ※3											
					水防警報（待機）	●	●	●	●	●	●	●			●	
レベル2 氾濫注意水位	・氾濫注意水位超過 [江戸川] 西関宿 6.10m 野田 6.30m 松戸 5.70m [中川] 吉川 3.60m 高砂 2.70m [綾瀬川] 谷古字 2.80m [坂川] 大谷口新田 3.20m	氾濫注意情報（江戸川）	警戒体制		警戒体制				●	●	●	●		●	●	
				氾濫注意情報（中川、綾瀬川）		●	●	●	●	●	●	●		●	●	
レベル3 避難判断水位	・避難判断水位超過 [江戸川] 西関宿 8.10m 野田 8.50m [中川] 吉川 3.70m [綾瀬川] 谷古字 3.10m	特定区間危険箇所資料本書提出 ※5		避難判断水位超過の恐れ <Web会議、メール、電話>	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
					Web会議ツールによる危機感の共有 ※4											
レベル4 氾濫危険水位	・氾濫危険水位超過 [江戸川] 西関宿 8.90m 野田 9.10m [中川] 吉川 4.10m [綾瀬川] 谷古字 3.50m [坂川] 大谷口新田 3.80m	緊急通報メール（江戸川）	非常体制		非常体制	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
				緊急通報メール（中川・綾瀬川）		●	●	●	●	●	●	●		●	●	
レベル5 氾濫発生	・氾濫発生	緊急通報メール（江戸川）				●	●	●	●	●	●	●		●	●	
						●	●	●	●	●	●	●		●	●	

【凡例】

□ : とるべき行動

→ : 情報伝達の流れ

● : 情報を受信する機関

【注意事項等】

※1: 「関東地盤・東京管区気象台合同会見」は、政府が災害対策本部（おそれ本部）が設置された場合などに開催される。

※2: 気象台が主催している「台風説明会」で、河川管理者から河川水位情報の入手方法など共有。都県単位で実施

※3: WEB会議ツールを活用した事務レベルで共有会議を実施（自治体もリスクラインで閲覧可能）

※4: 避難判断水位超過、氾濫危険水位超過の恐れが予測された場合、必要により事務レベルでWEB会議ツールの活用により、情報共有を実施

※5: 6時間先までの水位予測で氾濫危険水位を超える予測がされた場合

北海道開発局 建設部 河川計画課長 様
河川管理課長 様
各地方整備局 河川部長 様

水管理・国土保全局 河川環境課長
(公印省略)

水害対応タイムラインの今後の進め方について

洪水、高潮等によって生じる被害を最小限にするためには、市区町村長による避難情報の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的確な防災行動を判断・実施する必要がある。

そのためには、河川の氾濫や高潮の発生を前提に、河川管理を担う国等の事務所（以下、「河川事務所等」という。）と市区町村等が連携して、災害時の状況を予想し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、基本的な防災行動とその実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」の作成・活用が有効である。

令和 3 年 5 月には災害対策基本法が見直され、避難勧告・避難指示が一本化されることになったほか、令和 3 年 10 月には国土交通省防災業務計画を見直し、避難情報に着目したタイムラインを流域タイムラインに見直すこととしたところである。これらを踏まえ、今後、下記の取組を推進するようお願いする。

記

1. 水害対応タイムラインの位置付け・構成等

災害対策基本法に基づき、国土交通省や各地方整備局等においては防災業務計画を、地方公共団体においては地域防災計画を策定し、災害時の行動について定めることとなっており、水害対応タイムラインについてもこれら計画と整合し、また、これら計画に定められた基本的な防災行動を時系列で整理したものである必要がある。

このため、水害対応タイムラインについては、実施主体毎に自らの基本的な防災行動を確認できるものにし、河川事務所等の行動を中心に整理する流域単位のタイムライン（流域タイムライン）と、市区町村の行動を中心に整理する市区町村単位のタイムライン（市区町村タイムライン）のほか、マイ・タイムラインなどの世帯

や地区毎に任意で作成されるタイムラインなどが、階層的かつ相互に連携し、作成・活用されることが重要である。

これらの各タイムラインにおける実施主体毎の行動の認識共有の場として、大規模氾濫減災協議会やその部会等を活用することを想定している。ただし、これ以外に既存の協議の場がある場合はこれに限らない。

既に多機関連携型タイムラインが作成されている場合は、これらが前述のいずれに該当するのかを確認した上で、これまでの経緯等を尊重しつつ活用、改善に努めることとする。

2. 作成・運用する水害対応タイムライン

①流域タイムライン

- ・同一の洪水予報の予報区域や、最も重視する水位観測所が同一であるなど、流域単位の市区町村を対象として、河川事務所等の防災行動を確認するための「流域タイムライン」を市区町村等の関係機関と連携して作成・運用する。
- ・この際、大規模氾濫減災協議会等を活用して市区町村タイムラインとの整合を図ることとする。なお、これまで活用してきた避難情報(勧告)着目型タイムラインは、市区町村タイムラインの作成の参考になることに留意する。

②多機関連携型タイムライン

- ・地下街の浸水対策や高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象として、多くの関係機関が連携して作成・運用する。

①については、河川事務所等が管理する河川の流域を対象に見直しを進め、②については、河川等の特徴を踏まえ、関係機関との連携が可能となった地域を対象に作成等を行うこと。また、気象警報や洪水予報（洪水予報河川）、水位到達情報（水位周知河川等）を行動の基本とするほか、近傍の観測水位や洪水の危険度分布などの活用についても検討することが好ましい。

3. 水害対応タイムラインの活用等

作成した水害対応タイムラインについては、毎年、出水期前を基本として市区町村等の関係機関とともに確認を行うとともに、洪水等の対応に関する演習・訓練等の際にも活用すること。また、災害対応やその振り返り、演習・訓練等の際に明らかとなった課題を踏まえて、随時、見直し等を行うこと。

また、これまで実施してきたホットラインのほか、数日前から前日までなどに行う **WEB** 会議ツールによる危機感共有の場などにおいて、気象警報や洪水予報等について効果的・効率的に伝えるよう努めること。